

## 日本統治末期の朝鮮女性と日本語教育

有松, しづよ  
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/19622>

---

出版情報：飛梅論集. 10, pp.33-50, 2010-03-31. Graduate School of Human-Environment Studies,  
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 日本統治末期の朝鮮女性と日本語教育

有 松 し づ よ\*

### はじめに

植民地朝鮮（以下、朝鮮）への徴兵制施行が閣議決定された（1942年5月8日）ことを受け、朝鮮総督府（以下、総督府）は、2年後の実徴集にむけて、さまざまな対策を講じて行かなければならなかった。その筆頭が、戦場におけるの命令伝達に「一軍の安危」が係っており、「焦眉の急」とされた朝鮮人兵士適齢者（以下、兵士適齢者）への日本語の普及であり、さらに兵士適齢者の日本語習得には、朝鮮社会全体の日本語化が必須だという考えからの、全朝鮮人に対する日本語普及であった。1942年5月、総督府は、「国語普及運動要綱」を示し、強圧的な「日本語普及運動」（以下、日本語運動）を開始した。これにより、それまで積極的に講じられていなかった朝鮮女性に対する日本語普及も学校や職場を介し、また、総督府の行政末端組織であった愛国班を通して、盛んに推し進められて行った。

日本語運動は一般に「朝鮮語抹殺政策」であったと言われ、日本の朝鮮支配がいかに苛酷であったかを言い表そうとする際、必ず引き合いに出される項目になっている。そうであるために、日本語運動の内実がどうであったかを明らかにして行くことは、日本の朝鮮支配のあり方をめぐっての日韓間における歴史認識の共通化を進めて行く上で重要なことだと思う。しかしながら、内実を明らかにした研究はほとんどない<sup>1)</sup>。

日本語運動が多数の「国語講習会」（以下、国語講習会）を組織することによって展開されたことについては、その様相や言説を『京城日報』や『毎日申報』を手がかりに明らかにしてきた井上薫<sup>2)</sup>、熊谷明泰<sup>3)</sup>、川崙陽<sup>4)</sup>らが論じてきた。日本語運動の内実をより明らかにして行くには、これらの研究をふまえ、個々の国語講習会の内容がどうであり、どのような教育が行われていたのか、それが総督府の朝鮮支配において、どのような役割を担うものだったのか等について見て行く必要があると思う。

このような意識に基づき、拙稿では大和塾主催による国語講習会について考察し、次の点を明らかにした<sup>5)</sup>。大和塾による国語講習会は、総督府が日本語普及を学校や愛国班、職場といった組織を通して推し進めようとしていた中であって、これらの枠組みでは集約し難い、土着民をはじめとする貧困層の未就学児を主たる対象としたものであった。そして、彼らに、朝鮮人兵士に必要とされていた「国語力の標準」、つまり、国民学校4年修了程度の日本語能力を習得させることを目的

\*九州大学大学院博士後期課程

としていた。そのために、生徒間の相互監視方式を導入し、朝鮮語を使用した者を厳罰に処すという、朝鮮語を徹底的に排除しながら日本語を習得させていく教育方法が採用されていた。

本稿では、まず、ラジオ放送枠を改編し、あらたに「家庭婦人」を対象とした「会話の時間」を設ける<sup>6)</sup>など、徴兵制導入期になって、総督府が、とりわけ母親を中心とした朝鮮女性（以下、母親）に対する日本語普及に以前には見られなかったほどの積極さで取り組んで行ったのはなぜだったのかを、当時、総督府関係者の間で台頭していた、朝鮮における日本語習得論や「家庭教育」論との関係を見ることによって明らかにして行きたい。その上で、総督府が、母親への日本語普及の場であった国語講習会において、どのような内容の教育をどのような方法で実施しようとしていたのか、さらに日本語普及を通して、母親にどの程度の日本語能力を習得させようとしていたのかを明らかにして行くことにする。

ちなみに、川崙は、従来、教育の場で見られなかった母親たちが国語講習会に参加していた様子が多数の新聞記事に取り上げられていることに注目し、その要因のひとつとして、当時の総督府が、いかに「お母さんに国語を使わせる」かを課題としていたからではなかったかと述べてはいる<sup>7)</sup>。しかし、総督府がなぜ、「お母さんに国語を使わせる」かを課題していたのかについては言及していない。

## 1、朝鮮の「国語」と朝鮮女性

### (1) 徴兵制施行と朝鮮の「国語」

朝鮮への徴兵制導入が朝鮮の「国語」に及ぼした事情については、宮田節子が先駆的に論じており<sup>8)</sup>、ここでは、その概略を示したい。

太平洋戦争開戦（1941年12月）による戦線の拡大に伴う「人的資源」の確保と15年戦争に突入して以来、「尠カラザル人員」を損耗した経験から、今後の長期戦において日本民族の損耗を極力回避するために「外地民族」の活用が考えられるようになり、朝鮮に徴兵制が導入された。ところが、この決定は、朝鮮人はもとより総督府の当局者でさえ、「昭和十七年五月九日何等ノ予告ナク昭和十九年ヨリ朝鮮ニ徴兵制ヲ実施スル趣突如発表アリ、各方面ニ異状ノ衝撃ヲ与ヘ内鮮人齊シク其ノ予想以上ノ早急実現ニ驚愕」<sup>9)</sup>するものであった。なぜならば、併合以来、「『忠良ナル国民ヲ養成スルコト』を本義とする国民教育において、特に国語教育を重んじ、国語普及徹底に力をつくして来」<sup>10)</sup>ていたにもかかわらず、徴兵制施行に伴い朝鮮人に必要とされた日本語能力に比べられるまでに、その普及が至っていなかったからである<sup>11)</sup>。総督府は、「今迄の教育訓練の行き方によっては成し遂げられないことを、即急に飛躍的に成し遂げなければならぬ事態」<sup>12)</sup>として、2年後の実徴集時までには兵士適齢者を是が非でも「皇国軍人」に仕立て上げておかなければならなくなった。そのため、政務総監を委員長とする「徴兵制度施行準備委員会」を設置し、「戸籍の整備、徴兵に対する啓発・宣伝、朝鮮人の錬成、国語の普及」を重点事項に<sup>13)</sup>、とりわけ、兵士適齢者への日本語普及に力を注いだ。「皇軍兵士として国土防衛の重責に当る壮丁が、よく国語を解することによ

つてのみ、帝国軍人たる任務を十分に果たしえられ」るのであり、「立派な皇国軍人は全面的に国語常用者であることが、絶対に必要」<sup>14)</sup> だったからである。なぜならば、日本語を理解できないものが入隊した場合、「所謂皇軍の質といひますか、実力といふか、そういふ方面に影響がある」<sup>15)</sup> どころか、戦場において、いつ朝鮮人兵士が伝令の任につくかも知れず、その際「一軍の安危が命令伝達の確否に係る」という危機感があったからである。それゆえ、兵士適齢者には、濁音が明確に表示できるかどうかといった、より正確な日本語の習得が要求され<sup>16)</sup>、窮極的に、「喧嘩や寝言も国語です」<sup>17)</sup> ほどの日本語能力が要求されていた。

ところが、「日本国民たる以上、国語が解ろうが解るまいが、苟も徴兵検査に合格したら、必ずお召に預（ママ）かるのが、国民皆兵の建前であ」<sup>18)</sup> ったことから、1944年の徴集対象である「壮丁中の半数は国語を解していない」<sup>19)</sup> という現実に総督府は向き合うこととなった。「どうしても国語の普及が急務」<sup>20)</sup> となったのである。また、日本語を解しないことが「徴兵忌避の絶好の手段」<sup>21)</sup> とされないためにも、兵士適齢者に対する日本語普及は最重要事項であった。総督府は、「青年特別錬成所」（1942年11月3日に「朝鮮青年特別錬成令」により設置）を中心に、朝鮮内に住む、「国民教育不浸透分野」の17歳以上21歳未満の朝鮮人男性を対象に日本語教育を開始した。そもそも、「青年特別錬成所」は、朝鮮人男性を「天皇のために生まれ、天皇のために働き、天皇のために死」ねる人間とする目的で設置されたものであったが、実質的には日本語講習会の様相を呈していた<sup>22)</sup>。ちなみに、徴兵制施行を契機として総督府が朝鮮人に強いた日本語習得は、兵士適齢者だけではなく、「徴兵制度の本質に應える為、半島国民の眞の皇国臣民化」<sup>23)</sup> が求められ、「皇国臣民たるには、そこに如何なる困難と苦悩を伴ふにせよ、国語の常用が必須の条件」<sup>24)</sup> だという方針のもと、全朝鮮人の「国語の常用」がめざされたのである。

## （2）朝鮮における「国語問題」と朝鮮女性

総督府は、「今こそ朝鮮の人達は、永い間の使用によつて得た朝鮮語への愛着も安易さも見事に振切つて、ひたすら国語の常用に転ずべき時である」<sup>25)</sup> という強圧的な日本語運動を開始した。そこで、「盛り上が」ってきたのが、「朝鮮における国語問題」の解決、「唯其の時々に於いて国語の普及にあせるといふことだけでなく、国語の本質に基づいての研究を基礎とし、国語普及の障害となるような点などについて、十分究明を施し、それに応じて普及奨励の対策を講じ」<sup>26)</sup> ようという動きだった。具体的には、従来、漢字や仮名等の文字言語に力を注いでいた教育から、実用的な生活言語の教育へと転換を図って行こうとするものだった<sup>27)</sup>。そうして、まっさきに解決しなければならないとされたのが、「一つは現在国語を理解する者は全人口の二割と申しますが、これに対して如何にして徹底的に常用せしめるかといふ問題、もう一つは国語を解せない残余の人口八割の民衆に対して如何に急速に普及させるかといふ問題」<sup>28)</sup> だったのである。

1942年5月、総督府は、「国語の理解者を多くせねばならぬ。さうして理解者は直ちに常用者とならねばならぬ。たとへ普及に成功をなし、所謂国語全解運動（ママ）目的を達成しても、使用せなければ其の効を全くせぬ。それ故、普及運動といひ、全解運動といふも要は常用を目的」<sup>29)</sup> とした「国語全解普及運動」を開始する。とりわけ、「国語を解せない」朝鮮人の指導を「大なる問題」<sup>30)</sup>

とし、「徹底具体策」を打ち出した<sup>31)</sup>。

- 一、官公署その他各職域団体においては必ず国語を常用せしめ、率先範を示させること
- 二、学校方面の協力を得、学生、生徒の一日一語習得運動を各家庭に普及させること
- 三、愛国班（隣組）又は部落単位の国語講習会を盛んにすること
- 四、公立国民学校において国語講習会を開催し、約60日間を単位として日常生活用語の全解に努めること
- 五、国民学校附設青年隊に対する国語講習会を開催して部落における国語普及の推進隊たらしめること
- 六、学校を中心として学童家庭の国語全解を促進するため、「国語の家」を指定表彰すること

総督府は、職域団体や学校、また愛国班<sup>32)</sup>といった組織を通して、日本語の普及を図っていったのである。そして、それまで積極的に講じていなかった朝鮮女性に対する日本語政策も、愛国班や学校を介して盛んに講じて行った<sup>33)</sup>。ラジオ放送においても、従来、「初等講座」、「中等講座」として編成されていた「国語講習」が改編され、「家庭婦人」を対象とした「会話の時間」の放送枠が午前9時半より新たに設けられた。さらに地方レベルにおいて朝鮮女性のみを対象とした『国語教本（女子用）』（京畿道）が発行され、「国語の理解者」である朝鮮女性に対しても、「講習用の雑誌としては、印刷物（ママ）性質上普及といふよりも常用への指導たらしめ、且つ次代を育成する重圧を負う婦人」を対象とした『新女性』が発行されるほどだった<sup>34)</sup>。なぜならば、この時期の総督府が、施政開始以来の、主に学校を通しての日本語普及について、「いくら学校が国語常用を企てても、家に帰れば国語の理解者が無いという場合が少なくないから言はば、朝に温めて夕に覚ます（ママ）の感がある。それで、家庭をまづ国語常用化する必要上、就中母親に国語を教え込むことが先決である」<sup>35)</sup>と思うようになっていたからである。

と言うのも、「今日の朝鮮に於ける国語普及の一大障礙は、家庭に国語が浸潤してゐないことである。即ち母語として国語を導く第一の階梯が欠けていることである。従つて児童は最も温かるべき国語の面に接する機会がなく、国語は常に教師の言葉としてのみ伝へられる。この障礙を除去するには何を措いても先づ第一に将来母たるべき半島の女子に対する国語教育について考へなければならない」<sup>36)</sup>、そのためには「女子の教育を盛にして母親に国語を習得させる方面を強調していかなければならない」<sup>37)</sup>という京城帝国大学の国語学者時枝誠記による理論付けもあり、「女子を教育していくことは国語常用の一つの近道」だ<sup>38)</sup>という日本語習得論が総督府関係者の中で台頭していたからである。具体的には「結局今の女子がおかあさんになつてそして赤坊に教える。さういふ時になると国語が名実ともに朝鮮の国語になると考えてをる訳です。だから今のあの生徒たちをして徹頭徹尾国語を使はずやうにして、それが二百人でも三百人でも本当に家庭に入つたときは、それこそ真に国語を以て当るやうになるんじゃないか」<sup>39)</sup>ということであり、そうしなければ「皇国臣民化教育と口で唱へて、内容が伴はないと教へるほうも教はるほうも非常に抽象的になりはし

ないか<sup>40)</sup> というものだった。そうであったからこそ、朝鮮人に「国語」を習得させ、「皇国臣民化」を図るには「女兒の国民学校への就学率を多くすることが、總てこの問題の解決点でもある<sup>41)</sup>」とまで言われるようになっていた。

## 2、朝鮮における「家庭教育」論と朝鮮女性

### (1) 朝鮮人と「皇国臣民」

徴兵制施行が、「取りもなほさず半島同胞のすべてが真の皇国臣民として国防の重責を担当し歴史あり名誉ある皇軍の真価を発揚し得るの域に到達せることを認められ、「真の皇国臣民たらんとする半島同胞多年の努力ががつひに報ひられ茲に美しき実を結ぶ結果」であり、それゆえに、「我国民にとりて最高最大の名誉たる陛下の股肱に加へ」ていただくことができたのだと、総督府は盛んに喧伝していた<sup>42)</sup>。ところが、第1回目の徴兵適齢者の半数が、「国語を了解し、それにより皇国臣民の真の心を己が心となし得る<sup>43)</sup>」はずの日本語が理解できておらず、総督府が兵士適齢者の日本語習得に躍起になっていたことは考察してきたとおりである。総督府は、朝鮮人を「真の皇国臣民」とするには、「国民を公民と御慈しみ給ふ大君の御存在を堅く堅く信じ奉り凡有雑念を去つて滅私奉公只管皇国臣民たるの修養と皇国臣民の道の実践に一層努力邁進<sup>44)</sup>」させなければならなかった。宮田や趙景達が明らかにしているように、実徴集期（1944年度）となっても、朝鮮人の「皇国臣民化」の度合いは、総督府の期待にほど遠いものであったからである<sup>45)</sup>。徴兵者の場合は、「入営即戦死」と思い込み、自暴自棄になる者、入営を忌避する者、民族的各種不穩言動に出る者、懶惰となる者、暴行や犯罪行為をなす者が続出した。また、入営したとしても、「下層、無意識者」の中には、義務的観念がなく、日本語も容易に覚えられず、兵営生活の苦痛や望郷の念から脱走するものが頻出した。朝鮮民衆に至っては、逃亡した兵士をこっそりかくまうという有様だった。また、徴兵された者の親族、とりわけ「無意識者層就中婦女子」も入営と死が直結したものとして、駅頭などで共に慟哭する者、常軌を脱して喧騒し、醜態をさらす者もいた。そのため、兵士適齢者である息子の逃亡幫助や戸籍年齢の訂正を行う者も現れ、また、若い朝鮮女性が兵士適齢者との結婚を破棄する傾向も見られるようになっていたという。総督府は、この状況を打開するために「半島国民の真の皇国臣民化」に邁進しなければならなかった。

### (2) 朝鮮における「家庭教育」論と母のあり方

このような折に総督府が持ち出してきたものが、「揺籃を動かすものは遂に世界を動かすもの」という理論であった。朝鮮人の「皇国臣民化」には、「家庭教育」こそ大事だというのである。「国語常用にしても、時局認識にしても、体育にしても更に一般に云えば性格も学習も凡ての建設と破壊が家庭に胚胎し、蘊醸される。この胚渾に培ひ、蘊醸に涵育することが教育者の出発点であり、人の親の責任」であり、各家庭において、父母は、「祖先を崇拜し、忠君愛国の伝統を尊重すると共に、永遠に其の志節を継承し、忠孝の大義に励み以て皇道宣揚の大使命を有する子孫を愛敬し、訓迪」しなければならないというものだった<sup>46)</sup>。とりわけ、母親の役割が強調された。「日本の軍

隊がなぜあんなに強いのかを研究して来たが、それは結局日本の家庭、就中婦人がしつかりして居るのだといふ事が分つた。勿論兵隊の訓練も大事だが、それと同時に家庭を強くすることが先決だ」と言い、自国における女性教育に力を注いだというイタリア首相の言葉を引き合いに、「今日戦を勝ち抜くために、吾等銃後の固めとして必要なことは、何を措いても家庭を強くすることであり、「家庭生活の一切が、戦へる日本の為になるやうに」と強調した。また、「草蒙未開の時代から今日まで、いかに幸薄き中にあつても、明日を望み、未来を信じ、倦みなく其の子を育て教へて今日の文化をつくつた」という日本女性のあり方を讃え、「母の偉業は何時の世代でも讃ふべきであるが、特に今日の戦時下に於けるほど、世の母に俟ち望む所が大なる時はない」と喧伝しつつ、母親のあり方をも強いて行った<sup>47)</sup>。

総督府が、「まづ家庭の母なり婦人に望」んでいたことは、「今日の戦争目的についての明確な認識をもち、この曠古の大戦を戦ひ抜くための一糸乱れない計画性を家庭に於て実行する」ことだった。ひとつは、子どもが「国体観念」を理解できるような情操教育を母親が実施することだった。それには、「国体」というものを「理屈なしにお母さんが自覚」し、「これはお国の為であるといふやうに、本当に感じて子供を育てるといふことが大事」<sup>48)</sup> だというのが総督府の考えだった。たとえば、毎日のように日本軍の戦勝を伝えるラジオ放送を母子で聴くことを求めた。ラジオを「国家観念を子供に植付けるに好資料」と考え、「さういふ雰囲気の中に生活してをる子供は本当に皇国臣民としての教養を受ける絶好の機会に恵まれております。だから家庭の立場からいつでも、この絶好の機を逸し」<sup>49)</sup> てはならないというのであった。また、総督府が朝鮮人にも課していた毎朝の宮城遥拝においても、「唯遥拝だけでは分りませんので、『天皇陛下お早うございます』と、「子どもにお辞儀をさ」せることを母に求めた。そうすれば、子どもは「映画等や絵本等に天皇陛下のお写真がございまして、天皇陛下には何度もお辞儀をするようになる」という総督府の思い込みからであった<sup>50)</sup>。さらに「お昼には『兵隊さん有難う』と黙祷」<sup>51)</sup> させ、「小さい時からさういふ風にやって行くことが本当の日本人を育てる」のであり、「子どもの時からさういふ教養をすることが大事」だと主張していた。総督府は、朝鮮人の母親に「形式的に理屈でお辞儀をするよりも、本当にさういふ雰囲気を作るといふこと」を課していたのである<sup>52)</sup>。

また、総督府は「家庭に於ての忍苦持久の精神を養ふ」ことを母親に求めていた。日中戦争が、より「長期戦になれば益々忍苦持久の精神を養ひ、一方生活物資は不足であるが、兎も角も、これを我慢し、耐え忍んで行くといふ」ことが予測されていたからである<sup>53)</sup>。と言うよりも、すでに長期化していた日中戦争は朝鮮の治安状況を悪化させていた。戦争前と比べると物価は7割高騰し、資材難でもあり、生活必需品の入手が困難になっていた。中小企業もまた経営難に陥り、経済事犯が激増していた。このような状況におかれた朝鮮人各層の施政に対する不満は相当深刻なものであり、総督府自身がそのことを自覚し、「統制経済の強化等に対する杞憂の乃至反時局的言動」に対する「積極的な啓蒙施策は当面の急務」と言うほどだった<sup>54)</sup>。事実、朝鮮人からは、食糧難から死ぬよりほかないというほど生活難に喘いでいる折に、戦争などしている場合ではないという声が上がっていた<sup>55)</sup>。というのも、朝鮮は、度重なる旱害による凶作が続いていた上に、日本へ食糧供出

をしなければならないという事情から慢性的な食糧不足にも陥っていたからである。わけても1939年の旱害は未曾有のものであり、朝鮮は飢餓的狀況にあった<sup>56)</sup>。このような状況下であって、家庭への食糧は配給制度によって供給された。「京城府」（現ソウル市、以下、京城府）に限定してのことだが、『京城日報』（1942年12月1日付）によると、「待ちに待った野菜が京城府肝煎りで」入荷するという記事を見ることができる。とは言え、入荷する野菜は、まだ漬物のない家庭だけに、まず配布するというものであった。さらに「今回の配給は大根、野菜に限られ」という記載も見られることから、京城府内の多くの人々が、配給される野菜の種類選択ができなかっただけでなく、配給さえもいつ受けられるのかわからないという、食糧困窮状況にあったと言える。このような食糧事情にあつての日々の食事について、「子供が不足を言ったり愚痴をこぼしたりするのは、矢張り親に責任がある」というのが総督府の言い分だった。両親は、「折角調へた食卓ですから喜んで食卓について頂き、美味しいといふ気持ち」を子どもに涵養しなければならなかった。とりわけ、母親に、「今のやうに食料品が廻らないといふ時には、目先を変へるとでも云いますか、今は鯛の刺身がなかなか頂けないでございますが、その鯛の刺身ではなくて何か外のものをもつて、実は鯛の滋養分だけのものを完全に摂るやうにお料理を」といった努力を強いていた<sup>57)</sup>。

さらに母親は、将来、兵士となる男児に、少しぐらいの怪我で「男が泣いては見つともない。兵隊さんになるのなら痛くても我慢する」という忍耐の精神を養わせなければならなかった。兵隊となるからこそ、母親がなるべく「可愛がつてやりたい」と思っていたとしても、「兵隊に行くと、随分苦しい生活をする。そういふ生活に馴れておりますと大して苦しまないで済む」という理由から、自重を迫られていた。そうしないと、「却つて本人の為にならない」という、総督府の子育て論からであった<sup>58)</sup>。

以上のような「家庭教育の結論は、要するにお国の為役に役立つ子供を育て上げて、惜しげもなくその子供をお国に捧げて、役立たせる」ところにあった。それゆえに、母親には、「一筋にお国の為役に奉ずる子供の育成に努力」することを強要していたのである<sup>59)</sup>。「皇国臣民」としての教育を受け、自ら志願して兵隊になろうとする息子に対し、伝統的に「兵隊を賤しき職業」とし、兵隊になることは死ぬことだと思ひ込み、それを阻もうとする母親であつてはならなかった<sup>60)</sup>。母親というものは、「現代国家の要求する日本人の正しき教養」を身につけ、「どんな物質の欠乏にも堪へ、日常無駄を省いて貯蓄を励行し、大いに働いて国策に順応し、進んで国策の強き協力者」<sup>61)</sup>でなければならなかった<sup>62)</sup>。それが、母親の「皇国臣民」としてのあり方とされていたのである。

「それには先づ」、母親が日本語を理解していなければならなかった。「折角皇国臣民にして頂いても言葉が通じない為に用事がびったりしないことはいけない」という理由が言われていた<sup>63)</sup>。その実は、「日本精神と謂ひ日本文化と謂ふ皇民生活の最も本質的なものが国語に依らずしてこれを体得することが不可能に近い」と総督府が思っていたからである<sup>64)</sup>。



### 3、朝鮮女性と日本語

このように、兵士の実徴集が始まるまでの2年間に、朝鮮人の急速な「皇国臣民化」を図る必要に迫られた総督府の中で浮上してきた日本語習得論や「家庭教育」論において、母親の役割が重要視されたことが、母親への積極的な日本語普及要因の一端となっていた。ここでは、総督府が、国語講習会において、母親にどのような内容の教育をどのような方法で実施して行こうとしていたのか、また、国語講習会を通して、狙っていたこと、つまりは母親に「国語常用」を強いることだったのだが、それがどの程度の日本語能力であったのかについて考察して行きたい。

#### (1) 朝鮮女性と「国語講習会」

国語講習会のほとんどは、夜間に開催されていた。総督府近藤教学官の発言によれば、国民学校での国語講習会の「期間は大体二箇月位で」、母親たちは、「比較的家庭の暇な時を見まして、学校に行つて、学校の先生から教わつて」いた。具体的には、「夕方ご飯を早く済ませて、大体二時間程度」の講習が行われていた<sup>65)</sup>。教本は、学務局社会教育課が「国語講習会用として編纂した」『コクゴノホン』を使い、「日常の国語（音声言語としての）を習得せしめ」ることを目的としていた。内容は、「実生活に即する教材が盛られ」、「会話の力の涵養ということに主力が注がれてる」た<sup>66)</sup>。ところが、『コクゴノホン』そのものは、歴史的仮名遣いで表記されていたために、「会話をそのまま写した教材と雖もそれを会話として再現する際には、余程上手に演じなければ話しではなく読み方になつてしまふ恐れがあり、それが習慣となつてごちない会話的な調子を身につけさせてしまふ」と総督府編修官は危惧していた。そこで、指導の場へは、「むしろ、教材による修練といふよりも、教材を中心」としながらも、「教授の進行中に指導者と被指導者との間に取り交わされる言葉」を「重要」とし、「教材の暗誦にのみ一生懸命になること」がないようにという指示を出していた。また、『コクゴノホン』の「結局純粋な文章教材は三教材に過ぎな」かったが、「文の読解力の養成といふよりも文章とは此の如きものであるとの見本を示す程度に止め」、「取扱つてもあくまで聴く力、話す力の涵養を主とし、国民学校に於ける上学年の文章指導のやうな方法に陥らないやうにして欲しい」と指導していた<sup>67)</sup>。

また、国民総力朝鮮連盟が発行した『コクゴ』も愛国班、その他において教本として用いられることも想定されていた。『コクゴ』は、本来、「国語未解者のすべてに頒布し、常にこれを所持せしめ、生活に必須な国語を日に一語づつにても習得せしめようとの意図から編纂されたもので」であり、「本来講習用として編纂したのではなく、各自が本書を所持して、或は集会の際の寸暇に指導を受ける等、随時随所に於いて学習することを期待」するための、携帯用教材であった。ただし、『コクゴノホン』の表記とは異なり、「なるべく分りやすく音声を表記するために表音式仮名遣いを、且つ長音符号としては「ー」を採用していた。「生活に必要な語を精選して約二百語を輯録し」、「これらの語によつて極めて簡単な生活用語を習得せしめ」ようという目的から作られたものだった<sup>68)</sup>。

このような『コクゴノホン』の指導要領や『コクゴ』の内容からわかるように、母親への日本語教育は、実質的に表音式仮名遣いによる、生活に即した日常会話の習得を目的としたものであった。

国語講習会では、さらに、「小さな子供に教へる唱歌とか簡単なダンスのやうなもの」が教えられていた。なお、愛国班による国語講習会では、国民学校の教員のほか、「面の書記とか、或いは巡查さんとか、金融組合の方とか、さういふ人が率先して」教育を担っていた。総督府は、国民学校や愛国班での国語講習会を、本来、一年を通して開催したいと考えていた。しかし、教員が不足していた<sup>69)</sup>。

ところで、こういった国語講習会が「母姉の方でもちっとしてをられず、どうしても国語を習わなければならないといふ」母親の自発的行動に基づいて開催されていたと総督府は強調し、その状況を、新聞は「国語熱」と喧伝していた<sup>70)</sup>。それが事実であったとしても、母親と「国語」を巡る次のような状況がその背景にあったことを留意しておかなければならない。総督府は、半数以上の日本語習得者がいる家族を「国語常用家庭」として選定し、その家族には、統制物資の優先的配給、一部夫役の免除、賃金や雇用、初等学校入学選考に於ける優遇などの施策を打ち出そうとしていた<sup>71)</sup>。その配給について、たとえば、野菜の配給を受けようとするには、「愛国班員から班長に申し入れ、班長から区長を経て、町会総代に、それから青果小売商支部に廻つて最後は京城府の青果市場へ通ずる。さらに配給される時は同じコースを通つて確実に愛国班員の手に渡される」という手順を踏まなければならなかった<sup>72)</sup>。日本語を理解することができない母親が、愛国班主催の国語講習会を忌避し、食糧配給だけを申請することは、容易なことではなかったと思われる。また、兵士となったものが近親者に手紙を送ろうとした際、必ず日本語で書き、朝鮮軍の「検閲」を受けなければならなかった<sup>73)</sup>。母親が、兵士となった息子からの手紙を読み取ろうとするには、日本語が絶対に必要だったのである。ちなみに、「妓生」や「女給」を職業とする朝鮮女性が日本語を理解しない場合、営業が許されなかった<sup>74)</sup>。

## (2) 朝鮮女性と日本語能力

それでは、総督府が国語講習会を通して、結果的に目指していた、母親の「国語常用」とは、どの程度の日本語能力であったのだろうか。会話と読解に関してのみであるが、1944年6月に封切られた、「戦ふ半島の生きた姿がこゝにある」という副題の映画『兵隊さん』を史料として考えて行きたい。『兵隊さん』は、朝鮮に駐留していた日本軍である朝鮮軍が「戦時下の軍隊を動員し貴重なる資材を使用して直接製作」したものであり、「徴兵を控えて適齢青年及其の父兄母姉に軍隊生活の意義と内容を浴く知らしめやうと、兵営と家庭の結びつきを主体とする興味あるエピソードを其処に折り込んで興味の中に軍隊に於ける厳格な訓練を家庭生活の内容と合わせて、紹介しやうというやうな」意図から作られたものだった<sup>75)</sup>。そうして、映画によって、当時の朝鮮大衆にとって最も大きな関心事であった「徴兵制が布かれて先づ頭に浮かぶのが兵営とは何んのところか」という点を「映画といふものを用ひて明るく平易に解説して行くのが狙ひ」だった<sup>76)</sup>。そのために「観客動員も組織的」に行われていた。映画は朝鮮全土の主な映画館で上映され<sup>77)</sup>、京城府内についてみると、18の映画館のうち、6館において1944年6月21日から28日にかけて上映されていた<sup>78)</sup>。また、農村へも総督府の「移動映画班」が回る事が計画されており、「二千五百万の半島民衆に洩れなく見せ」ようというものだった<sup>79)</sup>。なお、「移動映画」には、すべて、朝鮮語の解説を付けてい

た<sup>80)</sup>。このように『兵隊さん』が国策映画であったことから、『兵隊さん』に見る母親の日本語のあり方は、総督府が目指していた母親の「国語常用」の模範であったと捉える事ができる。

『兵隊さん』は、韓国映像資料院が、2004年から2005年にかけて、北京の中国電映資料館で発見し、2008年5月に韓国映像資料院の開館映画祭で公開したものである<sup>81)</sup>。

以下は、京城府内にあったと思われる富裕層の青年宅で取り交わされる会話場面、兄の入営を控えての「千人針」活動から帰宅した妹と母親、また、仕事を終えて帰宅した長兄と母親の、母宛に届いた朝鮮総督小磯国昭の手紙をめぐる日本語である。

妹「ただいま、おかあさま」

母「おかえりなさい」

妹が母に「お手紙よ。小磯総督さまから」

母「あら、まあ、なにごとでしょうね」

母が長兄に「総督さまからお手紙をいただいたんだよ。総督さまもお心遣いが大変だろうね」

長兄が母に「ですから、おかあさまの責任も重いんですよ」

総督府が、母親が使う日本語としてこのようなあり方を模範としていたことは、「内地」から朝鮮に視察に来た婦人国民運動家高良富と、総督府近藤教学官のやりとりからも窺うことができる。高良が国語講習会を視察したかどうかは不明だが、「想像してゐたよりも半島の人は国語を使はない」という感想を述べた上で、『『おいで遊ばして』『あなたさまにおまかせ申し上げて』というやうな言葉を使つてをりますと』朝鮮に国語を普及させることは、「前途遼遠ではないか」、また敬語の「徹底」について「半島の方には難しい」のではないかという指摘をしている。これに対し、近藤は、「大東亜共栄圏の国語は日用語として方便語としての国語であります、朝鮮に於ける国語は日本人たるの性格に繋がっています。そこで、例へば仮名遣ですが朝鮮に於ける国語は飽くまで歴史的仮名遣でなければならぬ。こういふやうに国民的性格と結付いたもの本格的なものでなければならぬと考へて、純粹国語を狙つてをります」とこたえている。居合わせた国民総力朝鮮連盟の林も「朝鮮の国語は本当の日本人の国語でなければならぬ」とし、「音さへ出ればよいといふ」ものではないと補足していた<sup>82)</sup>。

次に総督府が母親にどの程度の読解能力を求めていたのかについて見て行きたい。

以下は、『兵隊さん』において、徴兵された二人の青年の母親宛に、朝鮮総督小磯から届いた手紙の一部である。このような手紙が小磯から実際に出されていたかどうかは確認できていないが、『文教の朝鮮』に「学徒志願兵の母姉に与ふる書状」<sup>83)</sup>として、同一内容の文面を見ることができることから、総督府が母親にこの手紙文程度の日本語読解能力の習得を期待していたと考えられる。

拜啓 大東亜戦争第三回目の新春を迎へ、やがて我が子我が弟を陛下の御盾として晴れの軍営に送らるゝ皆様の家門のご栄誉に対し、本総督は衷心より祝意を表する次第であります。

ひと度軍隊に入つてその厳肅な紀律のもとに鍛錬を経て来れば、入隊前とは生まれ変わったような立派な若者となることに世の親達は驚かれるのですが・・・

唯この上は母姉の皆様の優しい激励こそは征く者にとつて何者にも勝る餞であると信ずるのであります。

男子一生の生死を賭けた瞬間に勇士の眼底に浮かんだものは実に優しい母の面影であつたのです

当時の朝鮮では、「学校を出た方（朝鮮人＝筆者注）の国語が、田舎の内地人より余程上手に話される」と言われており、朝鮮に居住する「内地」人の日本語能力のあり方が問われていたことを鑑みれば、母親が総督府の求めに応じた日本語を習得し、「国語常用」に至ろうとするには、多大な努力を強いられていたことになる。

このように総督府が「国語教育に非常に重き」を置きすぎていることに対し、高良は、「皇国教育」と言いながらも精神面の指導が「案外」になるのではないかと指摘していた。これには近藤が、「敬語を徹底することが、日本の本質的なものに触れる所迄行き得る」のであり、そうすることで天皇が「お使ひ遊ばす御言葉と、同じ言葉を語ることの光栄を」朝鮮人に「自覚せしめ」ることができると説明していた。そうであったために、母親を「真に皇国臣民」とするには、「おいで遊ばして」というような日本語表現や敬語の徹底といった「醇正なる国語」を母親に習得させる必要があると総督府が思い込んでいたのである<sup>84)</sup>。

## おわりに

以上、徴兵制導入期になって、総督府が、とりわけ母親に対する日本語普及に、以前には見られなかったほどの積極さで取り組んでいった理由がどこにあったのかを、当時、総督府関係者の間で台頭していた、朝鮮における日本語習得論と「家庭教育」論との関係をもとに明らかにしてきた。そして、その上で、総督府が母親に対する日本語普及の場であった国語講習会において、どのような内容の教育を、どのような方法で実施しようとしていたのか、さらに日本語普及の結果として、総督が目指していた母親の「国語常用」とは、どの程度の日本語能力であったのかについて明らかにしてきた。

兵士の実徴集が始まるまでの2年間で、朝鮮人の急速な「皇国臣民化」を図る必要に迫られた総督府の中で持ち上がってきた日本語習得論や「家庭教育」論において、総督府が母親の役割を重要視したことが、母親への日本語普及を積極的に図っていたひとつの要因であったことが明らかになった。

日本語習得論とは、兵士適齢者への日本語普及には全朝鮮人の「国語の常用」を図る必要があると考えた総督府が、その方法として、「家庭をまづ国語常用化」し、「就中母親に国語を教え込むことが先決である」と考えたことによるものだった。

次に「家庭教育」論とは、徴兵制施行が朝鮮人の長年にわたる努力が報いられ、「真の皇国臣民」

として認められた結果だと喧伝されながらも、実徴集期（1944年度）となっても、朝鮮人の「皇国臣民化」の度合いが総督府の期待にほど遠いものであった状況を打開するために、総督府が持ち出してきた、「揺籃を動かすものは遂に世界を動かすもの」という論理だった。朝鮮人の「皇国臣民化」には「家庭教育」こそ大事だというものであり、とりわけ母親の役割を重視していた。第一に、母親に「国体」というものを「理屈なし」に自覚させ、毎日のように日本軍の戦勝を伝えるラジオ放送を母子で聴くことや、毎朝の宮城遙拝において、子どもとともに、「天皇陛下お早うございます」と声をだし、おじぎをする、また、昼食時に兵士に対する感謝の黙禱をさせることを要求していた。総督府が家庭において、幼少時から、「皇国臣民化」に向けて情操教育を実行しようとしていたのであり、母親にその教育を担わせようとしていたのである。また、すでに長期化した日中戦争の下で、食糧難から死ぬよりほかないというほどに朝鮮人が生活難に喘いでいた中であって、「家庭に於ての忍苦持久の精神を養ふ」ことも母親に求めていた。母親というものは、「現代国家の要求する日本的正しき教養」を身につけ、「どんな物質の欠乏にも堪へ、日常無駄を省いて貯蓄を励行し、大いに働いて国策に順応し、進んで国策の強き協力者」でなければならなかった。総督がこのような要求を母親に実行させて行こうとするにあたり、まず、母親に、「皇民生活の最も本質的なもの」と思っていた日本語を習得してもらわなければならなかったのである。

母親への日本語普及の場であった国語講習会は、母親が一日の仕事を終えた夜間に2時間ほど、2ヶ月間にわたって行われていた。総督府は、国語講習会を通年で行いたいと考えていたが、教員が不足していた。基本教本には、学務局編纂の『コクゴノホン』が使われ、国民総力朝鮮連盟が発行した『コクゴ』の使用も想定されていた。『コクゴノホン』そのものは、歴史的仮名遣いで表記されていたが、総督府は、国語講習会の場においては、表音式仮名遣いを使用し、生活に即した日本語の会話力の習得に重きを置いた指導を行うようにと指示を出していた。このような国語講習会に母親が参加する様子は、新聞各社によって、「国語熱」と形容された。ただし、その背景に国語講習会を主催していた愛国班と統制物資の配給とが無関係でなかったことや、徴兵された息子からの手紙が日本語に限定されていたこと等があり、母親の国語講習会参加が、自らを含めた家族が当時を生き抜いていくための手段としての行為であったことも考えられた。

このような国語講習会を通しての最終的な結果として、総督府が母親に求めていた日本語能力、要するに「国語の常用」とは、「おいで遊ばして」といった日本語表現や敬語の徹底を要求するものであり、「内地」から視察に朝鮮を訪れた日本人婦人国民運動家によってそのようなやり方をしている、日本語習得という点においても、「皇国臣民化」を考える上でも、「前途遼遠」ではないかと指摘されるほどのものであった。それでも、総督府は、敬語の徹底がされてこそ、「醇正なる国語」であるとし、朝鮮人を「皇国臣民」とするには、天皇が使用している言葉と同じ言葉を語らせることで、その光栄を自覚させる必要があると考えていた。朝鮮人で「学校を出た方の国語が、田舎の内地人より余程上手に話される」と言われ、朝鮮に居住する「内地」人の日本語能力のあり方が問われていた当時の朝鮮において、母親が総督府の求める日本語能力の習得にこたえて行こうとするには、様々な点で計り知れない努力や苦痛を強いられたであろうと思われる。とは言え、総

督府が1944年8月から改めて、「立派な兵隊さんを出す為に国語生活を実行しよう」という「国語常用全解運動」を展開しなければならなかったことや、1945年2月には、『毎日新報』の付録として発行されていた「国語教室」が、「国語ヨリ敵ヲツブスコトガ今イチバンデス」という見出しにより廃刊され、3月から朝鮮人に時局を周知徹底させるためにハングル新聞を発刊しなければならなかったというようなことが<sup>85)</sup>、総督府の日本語運動が空回りに終わったことを示している。

### <注>

- (1) イ・ヨンスク『「国語」という思想—近代日本の言語認識—』岩波書店、1996年、250-251頁。  
イ・ヨンスクは日本が朝鮮で展開した日本語政策の内実を明らかにした研究がほとんどないことを指摘した上で、日本語政策が一般に「朝鮮語抹殺政策」であったと呼ばれ、それが、この期をあつかう歴史家が「考えなしに使える自明で保障つきの紋切り型になってしまっているがゆえに、政策の「内実に一步踏み込んだ研究を展開させる道を閉ざしている」と論じている。
- (2) 井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策—徴兵制導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員」『北海道大学教育学部紀要』73号、1997年、「日帝末期朝鮮における日本語普及・強制的構造—徴兵制決定前後の京城府を中心に」『釧路短期大学紀要』28号、2001年2月。井上は、1938年に総督府が朝鮮人すべてに日本語を習得させようとする「全解」を政策の射程に示し、従来の学校教育中心の日本語普及から踏み込んで社会教育としての日本語普及政策が開始されたこと、日本語理解者に日本語を使わせる「常用」運動が強化されたことを示した（川崎陽「戦時下朝鮮における日本語普及政策」『史林』89巻4号、2006年、98頁）。
- (3) 熊谷明泰「植民地下朝鮮における徴兵制実施計画と「国語全解・常用」政策（上）」『関西大学人権問題研究室紀要』48号、2004年1月。「日本統治期の台湾・朝鮮における「国語」教育（下）—朝鮮総督府による「一日一語運動」の構想と展開過程」『関西大学人権問題研究室紀要』52号、2006年。「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の「国語常用」運動：「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」」『関西大学視聴覚教育』29号、2006年。熊谷は1942年の地方行政レベルの会議（府尹郡守会議）の諮問答申書や新聞記事を通して、日本語普及政策がどのように展開されたか、特に「一日一語運動」や「罰札」等にみられる表象を用いた「国語常用」運動の構想過程や様相について検討した。
- (4) 前掲川崎陽「戦時下朝鮮における日本語普及政策」。井上や熊谷の研究を踏まえ、1944年に徴兵制が実行され、1945年の日本の敗戦・朝鮮解放へと至る中で、日本語普及運動がどのように展開されたかという「普及」の様相や言説を検討した。
- (5) 有松しづよ「植民地朝鮮の大和塾と日本語教育」『国際教育文化研究』9号、2009年、83-93頁。
- (6) 広瀬統（総督府編修官）「国語普及の新段階」『朝鮮』1942年10月号、41頁。

- (7) 前掲川崙陽、109頁。
- (8) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、94-147頁。
- (9) 同上、97頁より重引。
- (10) 森田梧郎（総督府編修官）「朝鮮の国語普及全解運動」『国語運動』1942年6巻11号、10頁。
- (11) 前掲川崙陽、98頁。  
「学校に通うことのできた朝鮮人生徒は決して多いとは言えず、朝鮮総督府にとって日本語を普及すべき朝鮮人（とくに青少年）はなお学校の外に多くいたのである」。
- (12) 前掲宮田節子、104頁より重引。但し原文（宮孝一「朝鮮の錬成」は『朝鮮』1942年12月号、20頁）。
- (13) 同上。
- (14) 島田牛稚（総督府編輯課長）「国語普及運動の展開」『文教の朝鮮』1942年8月号、3頁。
- (15) 「徴兵制度実施を控えて」『文教の朝鮮』1942年7月号、16頁。誌上座談会における本多学務課長の発言。座談会は、1944年からの徴兵制実施を控えて、それまでに教育上、どのような準備を要すかというテーマで開催された。出席者は、「八木警務課長、本多学務課長、岩村京畿中学校長、増田法学専門学校長、宮村誠信家政女学校長、高橋教学官、市村視学官、海田志願兵訓練所長、島田編輯課長」であった。
- (16) 前掲宮田節子、75頁。
- (17) 八木信雄（総督府警務課長）「徴兵制度施行の意義」『朝鮮』1942年7月号、47頁。
- (18) 前掲「徴兵制度実施を控えて」、八木警務課長の発言、13頁。
- (19) 同上、本多学務課長の発言、16頁。
- (20) 同上、八木警務課長の発言、13頁。
- (21) 前掲宮田節子、115頁。
- (22) 同上、112-116頁。
- (23) 前掲「徴兵制度実施を控えて」14頁。八木警務課長の発言。
- (24) 広瀬統（総督府編修官）「国語の指導者へ」『文教の朝鮮』1942年、8月号、11頁。
- (25) 前掲島田牛稚「国語普及運動の展開」、3頁。
- (26) 「朝鮮における国語問題を語る」『朝鮮』1942年8月号、20頁。誌上座談会における島田編輯課長の発言。座談会は、朝鮮における「国語」問題がどこにあるかというテーマで開催された。出席者は「島田編輯課長、近藤京城帝大予科教授、高橋教学官、岡本法学専門学校教授、時枝京城帝大教授、斉藤京城帝大教授、森田編修官、富山編修官、八幡第二放送部長、広瀬編修官、長谷山舞鶴高等女学校長、市村視学官、石本調査官」であった。
- (27) 『文教の朝鮮』の巻頭言、1942年8月号、1頁。
- (28) 前掲「朝鮮における国語問題を語る」『朝鮮』1942年8月号、29頁。誌上座談会における八幡第二放送部長の発言。
- (29) 前掲島田牛稚、5頁。

- (30) 前掲島田牛稚「国語普及運動の展開」、6頁。
- (31) 前掲森田梧郎、10-11頁。
- (32) 愛国班は、国民総力朝鮮連盟の最末端組織であった。国民総力連盟の創設経緯や機能については、趙景達『植民地期朝鮮の知識人と民衆』有志舎、2008年、200頁を参照いただきたい。
- (33) この期の『京城日報』（総督府の宣伝媒体）において、愛国班を通しての朝鮮女性に対する「国語」講習会が行われていた記事は枚挙に遑がない。
- (34) 前掲広瀬統「国語普及の新段階」、41頁。
- (35) 同上。
- (36) 時枝誠記（京城帝国大学教授）「朝鮮における国語政策及び国語教育の将来」『日本語』2巻8号、日本語教育振興会、1942年、62頁。
- (37) 時枝誠記「朝鮮における国語問題を語る」『文教の朝鮮』1942年8月号、32頁。
- (38) 前掲「朝鮮における国語問題を語る」、高橋教学官の発言、32頁。
- (39) 同上、長谷山舞鶴高等女学校長の発言。
- (40) 同上、時枝京城帝大教授の発言。
- (41) 前掲島田牛稚「国語普及運動の展開」、7頁。
- (42) 前掲八木信雄「徴兵制度施行の意義」、40-44頁。
- (43) 前掲広瀬統「国語の指導者へ」、12頁。
- (44) 前掲八木信雄「徴兵制度施行の意義」、46頁。
- (45) 前掲宮田節子、121-122頁。前掲趙景達、2008年、210頁。
- (46) 「我が国の家庭教育」『文教の朝鮮』1942年11月号、巻頭言、1頁。11月号は「家庭教育」を中心問題として特集が組まれていた。
- (47) 島田牛稚「母性愛の本質」『文教の朝鮮』1942年11月号、2-3頁。
- (48) 「戦時下の家庭教育を語る」『文教の朝鮮』1942年11月号、22頁。誌上座談会出席者津田節子の発言。座談会は、戦時下における朝鮮の家庭教育において母の役割がどうであるべきかというテーマで開催された。出席者は、「京城帝国大学教授天野利武、京畿公立高等女学校長琴川寛、朝鮮総督府編輯課長島田牛稚、朝鮮総督府視学官延禧専門学校長高橋濱吉、緑旗連盟津田節子、京城帝国大学教授夫人花村芳子、朝鮮郵船専務夫人広瀬咲、徳成女子実業学校長福沢玲子」であった。
- (49) 同上、島田牛稚の発言。
- (50) 同上、花村芳子の発言。
- (51) 同上。
- (52) 同上、高橋濱吉の発言。
- (53) 同上、島田牛稚の発言。
- (54) 小高五郎（総督府事務官）「決戦下朝鮮の思想情勢の一断面」『朝鮮』1943年8月号、20頁。
- (55) 前掲宮田節子、98-99頁。



- (56) 趙景達『植民地期朝鮮の知識人と民衆』有志舎、2008年、211-212頁。
- (57) 前掲「戦時下の家庭教育を語る」、京城帝国大学教授夫人花村芳子の発言、24頁。
- (58) 同上、徳成女子実業学校長福沢玲子の発言、27頁。
- (59) 同上、朝鮮総督府編輯課長島田牛稚の発言、22頁。
- (60) 前掲宮田節子、76頁。
- (61) 島田牛稚「母性愛の本質」『文教の朝鮮』1942年、11月号、3頁。
- (62) 同上。
- (63) 前掲「戦時下の家庭教育を語る」徳成女子実業学校長福沢玲子の発言、23頁。
- (64) 倉島至（総督府情報課長）「半島は跳躍す一徴兵制度の実施決定の歴史性一」『文教の朝鮮』1942年6月号、7頁。
- (65) 「高良女史一行を囲む座談会」『文教の朝鮮』1944年10月号、46-47頁。座談会は、「内地」において朝鮮事情が理解できていなと考えていた総督府が招いた「婦人国民運動家高良女史一行」と、朝鮮教育会会員による「半島教育就中女子教育の進展」についてのものである。なお、座談会の出席者は、「内地」からの「婦人国民運動家として、高良富、黒田米子、木内キヤウ、持地ゑい子、坂本太代子、竹味ニキノ、朝鮮教育会から近藤教学官、稲荷主事、高橋京城師範学校長、安岡京城女子師範学校長、土生寿松国民学校長、福沢徳成女学校長、宮本誠信女学校長、そして、国民総力朝鮮連盟の林」であった。
- (66) 前掲広瀬続「国語の指導者へ」、11-12頁。
- (67) 同上、13-15頁。
- (68) 同上、13頁。
- (69) 前掲「高良女史一行を囲む座談会」、稲荷主事の発言、53頁。
- (70) 前掲川崙陽、108頁。
- (71) 熊谷明泰「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の「国語常用」運動—「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」—」『関西大学視聴覚教育』29号、2006年、63-64頁。
- (72) 「班長通じて家庭へ—入荷の野菜先づ漬物用に配給」『京城日報』1942年12月1日付。
- (73) 前掲宮田節子、65頁。
- (74) 「国語不解者は営業罷りならぬ—妓生、女給さんにも常用奨励」『京城日報』1942年6月11日付。
- (75) 「軍と映画 座談会五月十五日—朝鮮軍報道部作品『兵隊さん』を中心に—」『国民文学』1944年6月号、朝鮮軍報道部林中尉の発言、54頁。座談会では、『兵隊さん』の上映をひと月後に控えて、朝鮮軍による制作意図や目的の確認、また、今後の朝鮮の映画がどうあるべきか、観客動員をどのように図っていくかについて意見が交わされていた。林以外の座談会出席者は、「朝鮮軍報道部川崙大佐、総督府情報課諸留調査官、総督府情報課井上映画係、総督府保安課池田通訳官、総力連盟西山弘（ママ）報課長、朝鮮映画社野崎製（ママ）作部長」そして、脚本を担当した西亀元貞、演出の方漢駿及び司会者嶺京日編輯局次長であった。
- (76) 同上、総力連盟西山弘報課長の発言、56頁。

- (77) 同上、総督府情報課井上映画係の発言、59頁。
- (78) 『京城日報』1944年6月の映画欄。
- (79) 前掲「軍と映画 座談会五月十五日—朝鮮軍報道部作品『兵隊さん』を中心に—」、朝鮮映画社野崎製作部長の発言、59頁。
- (80) 同上、総力連盟西山弘報課長の発言、60頁。
- (81) 「劇映画『兵隊さん』の発掘過程と作品紹介」韓国映像資料院による映画『兵隊さん』付録冊子、2008年。
- (82) 前掲「高良女史一行を囲む座談会」、58頁。
- (83) 朝鮮総督小磯国昭「学徒志願兵の母姉に与ふる書状」『文教の朝鮮』1944年2月号、2-5頁。
- (84) 前掲島田牛稚「国語普及運動の展開」、6頁。
- (85) 前掲川崙陽、127-128頁。

## **Korean Woman and Japanese Language Teaching under the end of Japanese rule**

**Shizuyo ARIMATSU**

The purpose of this study is to define the idea of Japanese language teaching policy to Korean woman, particularly to mother. In this case, the content of Japanese language teaching to Korean woman and Japanese ability of Korean woman was thought by Japanese language teaching class, too. Blow is a reason of it.

When the Government-General plot the promotion of Japanese to the marriageable age for soldier, they found the best way is to teach Japanese to Korean woman first of all. They also came to an idea that the domestic education help to *koukokushinminnka* of Korean. Particularly, they thought mother role is important. In Japanese language teaching class, Korean woman was learning everyday conversation. The textbook was *kokugonohon*.

Japanese language teaching class opened the night. Because they are busy the day time as mother and wife. Japanese ability of Korean woman that the Government-General hope to master through Japanese language teaching class was the complete honorific word. The Government-General imagined *Koukokushinminnka* of Korean needs to master their honorific ward. In those days, Japanese lived in the colonial Korea was said they had the problem how to use Japanese. If so, it was difficult to master Japanese for Korean woman.